

令和2年5月26日

在宅勤務（テレワーク）から概ね通常どおりの業務への移行について

政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「緊急事態宣言」が5月25日に解除されました。

当センターでは、新型コロナウイルスの感染拡大の防止を図るため4月8日より在宅勤務を行ってきたところですが、「緊急事態宣言」の解除をうけて本日より感染予防に努めながら概ね通常どおりの業務に移行します。この間、関係の皆さまにはご理解を賜り、誠に有難うございました。厚く御礼を申し上げます。